

第259号・2017年7月25日

発行・東北大学職員組合書記局

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
内線 片平 (91) 5029
022-227-8888 (TEL)
022-227-0671 (FAX)
編集・コア編集委員会



*** 希望者全員を
無期雇用に**

*** 共謀罪廃止**

*** 憲法を守ろう**

東北大学職員組合 定期大会ポイント

7月29日(土)
エスパスにて

・有期雇用職員の「上限5年」での大量雇止め反対。希望する人全員を無期雇用に。
・教職員の待遇改善と働きやすい職場作りを。
・安保法制と共謀罪は廃止せよ。政府が推進める軍事研究に反対しよう。
・組合員を拡大し、組合の力を強め、活動を広げよう。

6月26日の団体交渉を終えて(声明)

当局は、例外なく「上限5年で雇止め」という方針を頑なに崩しませんでした

当局は、「もともと雇用上限のなかった者」を除いて、全員を5年で雇止めにしようとしています。組合は「上限5年を超えて雇用され続ける『例外的』な者がいないならば、2014年の就業規則変更は不利益変更である」と主張してきました。当局は「不利益変更とは考えていない。2014年当時の経緯を調べる」と返答しただけで我々に納得できる回答を示すことなく、他方、改正労働契約法とは全く関係ない限定正職員などという制度を提案してきました。今回の交渉では、「もともと雇用上限のなかった者」を除いて、誰一人として5年を超えて更新することはないことを明言しました。当局の案は有期雇用労働者の生活を安定させようとする法改正の趣旨を完全に無視しています。法の趣旨に則り雇用安定に努めるのが、地域の期待する大学の社会貢献ではないでしょうか。

当局は、法人化後何度更新してきても「合理的な期待権」を持つ者は1人もいないと明言しました

改正労働契約法第19条は、有期労働契約が過去に反復して更新された実績があれば労働者に更新への期待権が発生し雇止めはできないとしています。当局は「上限年月日」を記載した労働条件通知書へのサインをもって期待権の存在を否定しています。そもそも労働条件通知書に「上限年月日」を記載したこと自体が合理的な期待権を生じさせないために導入したとも考えられ、そんなものをもって「合理的な期待権」が消滅するはずはありません。

したがって、組合では、もはや「団体交渉」という形では事態を打開することはできないと確信し交渉を終えました。
2017年7月14日



第88回メーデー

宮城県中央集会

「わたしも一言いたい」1分間アピールで委員長が無期転換の闘いについて訴えました。「雇止めSTOPさせま賞」を受賞!

第63回日本母親大会 in岩手 8月19日~20日

記念講演

「写真で伝える世界、東北の“今”」

講師：安田 菜津紀さん(フォトジャーナリスト)

* 物資販売：りんごジュース・手延べそうめん

カンパにもご協力ください

9条変えるな! 変えようアベ政治! 9.18宮城県民大集会

9月18日(祝) 13時~

場所：仙台西公園お花見広場

ゲストトーク：小森 陽一さん